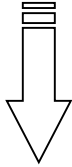
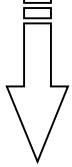


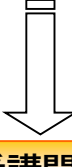
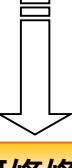
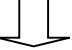


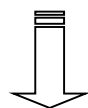
荒川区介護サービス事業所人材育成事業の流れ

順序	具体的な事務
<p style="text-align: center;">資格取得希望者の募集 【事業者⇒従業者】</p> 	<p>○資格取得を希望する従業者を募ります。 ○初任者研修は130時間、実務者研修は最大450時間がかかります。研修を受講する従業者には、そのための時間的余裕が必要です。</p>
<p style="text-align: center;">受講施設の検討 【事業者⇄従業者】</p> 	<p>○各研修は都の指定を受けた民間事業者が行っています。実施期間や実施日時は施設によって様々で、通信形式で行う施設もあります。従業者の方の都合に合った施設をご検討ください。参考に下記のURLを参照ください。</p> <p>【初任者研修を行う事業者（東京都福祉局HP）】 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/koza/sHITEIZIGYOUSYAICHIRANN</p> <p>【実務者研修を行う養成施設（東京都福祉局HP）】 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/koza/youseishisetsutouichiran</p>
<p style="text-align: center;">交付申請書の提出（受講開始前） 【事業者⇒荒川区】</p> 	<p>○受講施設が決まったら、事業者が荒川区に補助金の交付申請書を提出します。交付申請書の提出は研修の受講を開始する前に行ってください。</p> <p>○申請金額上限 初任者研修（9万円） 実務者研修（18万円）</p>
<p style="text-align: center;">補助金交付決定／ 不交付決定通知</p> 	<p>○交付申請書を受理した荒川区は内容を確認し、補助対象となる申請には交付決定通知書を送ります。 ○交付申請の内容が補助対象とならない場合は、理由を付して不交付決定通知を送りますので、申請内容について再検討してください。</p>
<p style="text-align: center;">受講施設と契約 【事業者⇒受講施設】</p> 	<p>○区から交付決定通知書を受け取った事業者は受講施設と契約します。事業者は受講施設に対し、受講料を支払う事となりますが、この領収書の宛名は、法人名でお願い致します。（事業者が負担した事を明らかにするためです。従業者の方が負担することのないようお願い致します。）</p>
<p style="text-align: center;">受講開始 【従業者】</p> 	<p>○研修の受講を開始します。 ○研修修了予定日が延びる等、交付申請書に記載した内容に変更が生じる場合があります。その場合、変更申請書を区に提出してください。 ○従業者の退職や事業所の廃止等により、当該事業者の従業者として、受講継続ができなくなる事があります。この場合は、速やかに区の担当者にご連絡ください。また、事業者は変更申請書を区に提出してください。（本事業は研修を修了することが条件ですので、補助金は出ないこととなります。）</p>
<p style="text-align: center;">研修修了 【従業者】</p> 	<p>○研修が修了し、受講施設から研修修了証が発行されます。</p>

実績報告書の提出（研修修了後）
【事業者→荒川区】



確定通知／是正命令通知
【荒川区→事業者】



請求書の提出
【事業者→荒川区】



補助金の振込
【荒川区→事業者】



消費税仕入控除税額の報告・返還
【事業者→荒川区】



関係書類の保存
【事業者】

○領収書・研修修了証等の必要書類を添付して、実績報告書を荒川区に提出します。提出期限は、研修修了日から1か月後の日または研修修了日が属する年度の最終日のいずれか早い日です。

- 【例1】研修修了日が令和8年11月4日の場合
⇒ 令和8年12月3日までに提出
【例2】研修修了日が令和9年3月4日の場合
⇒ 令和9年3月31日までに提出

○実績報告書を受理した荒川区は内容を確認し、交付申請書の内容に基づき、補助要件を全て満たすことが確認されれば支給の確定通知書を送ります。
○交付申請書の内容に基づかない内容であったり、補助要件を満たさない内容の場合は、理由を付して是正命令通知書を送ります。是正命令通知書の内容に従って、改めて実績報告書を提出してください。是正命令通知書の内容に従った修正が出来ていない実績報告書を再提出された場合や、是正命令通知書から1か月以内に実績報告書が再提出されない場合は、補助金支給は認められません。

○区から確定通知書を受け取った事業者は、請求書を区に提出します。

○荒川区は、請求から30日以内に補助金を指定口座に振り込みます。

○当該補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告をお願いします。（仕入控除税額が0円の場合を含みます。）仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除額を返還していただきます。

○本事業により区に提出した書類や区から送られた書類は、5年間保存をお願いします。

○利用人数の制限はありません。同じ事業所から複数の従業者が本制度を利用することが可能です。

○本事業は、事業者が研修受講料を負担した場合に補助対象となります。

○研修修了後は、資格取得者に、昇進等を通じた基本給の増額又は資格手当の支給等により、当該従業者の離職防止を行うよう努めることが補助要件となっています。具体的な離職防止策は、補助金交付申請書に御記入いただきます。

○本事業を利用される場合は、補助金交付申請から実績報告書の提出までの間を通じて、研修を受講する従業者が、その事業所に在職している必要があります。途中で、退職・他事業所に異動等されると、補助を受けることができません。ただし、同じ事業者で区内に所在する別の事業所に異動する場合は、変更交付申請書を提出することで、補助を受けることができます。

○本事業の対象は、介護保険法に基づく指定を受けた荒川区内の介護事業所を運営する事業者が対象です。補助金交付申請から実績報告書の提出までの間に、当該事業所が廃止したり、区外へ移転となった場合は、補助を受けることができません。

○書類の提出は、持参又は郵送により受け付けます。

【受付・問合せ先】

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

荒川区 介護保険課 事業者支援係 担当：熊

電話番号：03-3802-4037（直通）